

三重県議会の改革

議場を対面演壇方式に

三重県議会の基本理念

～分権時代を先導する議会をめざして～



平成15年（2003年）4月

平成25年（2013年）4月改訂

三 重 県 議 会

目 次

1	はじめに	1
2	三重県議会の改革の流れ	2
2-1	これまでの経緯と取組概要	2
2-2	三重県議会の基本理念と基本方向	
2-3	三重県議会基本条例	2
3	対面演壇方式の採用	3
3-1	基本的な考え方	3
3-2	検討の経緯	3
3-3	議場改修の具体的な内容	5
4	質問方法の多様化	6
4-1	質問・答弁方法の検討	6
4-2	2つの演壇の使用方法	8
4-3	議員の質問方法の状況	9
4-4	他の都道府県議会の状況	11
5	傍聴しやすい環境づくり	12
5-1	傍聴規則見直しの経緯	12
5-2	傍聴規則改正の基本的な考え方	12
5-3	傍聴規則改正の主な内容	13
5-4	傍聴機会の拡大	14
6	県民・議員等の反応	15
6-1	傍聴者等の声から	15
6-2	傍聴者数の動向	15
6-3	議員等の声から	17
7	おわりに	18

1 はじめに

三重県議会では、平成15年第1回定例会¹から議場の型を「対面演壇方式」²に改修しました。

この取組は、単に議場の型を変えただけではなく、知事をはじめとする執行機関との間に緊張感のある関係を築き、本会議を通じて政策決定に係る議論を尽くすことが目的です。

また、議場の改修に合わせて、本会議の質疑・質問方式について、従来からの一括質問方式に加え、一問一答方式を含む分割質問方式を新たに導入しました。

さらに、傍聴規則を抜本的に見直し、大幅な改正を行いました。

この稿では、三重県議会における対面演壇方式の採用、本会議での質疑・質問方式の多様化、傍聴しやすい環境づくり等の取組について紹介します。

なお、「三重県議会基本条例」など議会改革の取組の詳細については、「分権時代を先導する議会をめざして」の冊子をご覧ください。

<http://www.pref.mie.jp/KENGIKAI/shikumi/torikumi/index.htm>

¹ 会期 2月12日～3月12日

² この名称は、三重県議会で初めて使用

2 三重県議会の改革の流れ

2-1 これまでの経緯と取組概要

三重県議会では、地方分権等社会情勢の変化や執行機関の改革に呼応し、議会運営委員会、代表者会議、議会改革検討委員会³、議会改革推進会議などを通じて、幅広い項目にわたる改革に取り組んできました。

委員会の公開、本会議のテレビ中継、情報公開など、県民に開かれた議会の運営に努めるとともに、政策課題を集中的に議論する行政改革調査特別委員会、全員参加型の予算決算特別委員会の設置による審査・調査や議員提出条例による政策立案を行うなど、議決機関としての努力を続け、執行機関と緊張感のある関係を築いてきました。今回の改革もこれらの改革の一環としての取組と言えるものです。

2-2 三重県議会の基本理念と基本方向

議会運営、議案審議、政策立案等について行ってきた様々な改革を県民に分かりやすい形で表し、今後も改革に取り組む決意を示すため、平成14年3月及び平成15年10月に「三重県議会の基本理念と基本方向を定める決議」を全会一致で議決しました。

この決議は、基本理念を「分権時代を先導する議会をめざして」とし、この理念を実現するための基本的な取組方向として5つの基本方向を掲げています。

議場を対面演壇方式に改修する改革は、「住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進」の基本方向に基づくもので、また、傍聴しやすい環境づくりのための改革は、「開かれた議会運営の実現」の基本方向に基づくものとなっています。

2-3 三重県議会基本条例

平成18年12月20日、二元代表制の下での議会の基本理念及び基本方針、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則などを定めた「三重県議会基本条例」を全会一致をもって可決しました。

この条例では、議員の責務及び活動原則のひとつとして、第4条第4項で「議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。」と規定しています。

³ 平成8年9月～平成10年5月

3 対面演壇方式の採用

3-1 基本的な考え方

日本の地方自治制度は、住民が地方公共団体の長及び議会の議員を直接選挙する二元代表制となっています。

二元代表制の下、議会の本会議を真に「議論の場」とするためには、議場の型をそれぞれ相手に向かって質問、答弁を行う本来の形にする必要があります。

三重県議会では、議場を対面演壇方式に変更することにより、知事をはじめとする執行機関との間に緊張感のある関係を築き、本会議を通じて政策決定に係る議論を行うこととしました。

3-2 検討の経緯

(1) 議場の型の見直し

議場の型を変更しようとの発案は、平成14年当時の議会運営委員長からでした。

なぜ議員が執行機関に対して質問⁴を行う際に、執行部席側の演壇から議員席側に向かい行うのか、また、なぜ二元代表制による地方議会が議院内閣制による国会と同じ議場の型なのかという素朴な疑問があり、本会議において執行部との間で議論を尽くすには議場の型を変えることも必要ではないかという問題意識からでした。

(2) 地方議会の議場の型

平成14年6月頃、議会運営委員長から議会事務局に対してこの件に関する調査の指示があり、事務局では、海外の議会や国内の地方議会の議場の型について文献調査や照会調査を行いました。

この結果、都道府県議会では、議員席が半円形、準半円形、馬蹄形となっている例も数例⁵ありましたが、全ての議会で、議員席と執行部席が対面し、議長席の前に議員席向きの演壇が一つ設置されているものでした。

この理由は、戦後、地方議会の議場が新しく建て替えられるときに、昭和11年(1936年)に完成した国会議事堂の議場を模倣したという経緯にありました。

他方、市町村議会では、円形議場の例⁶、対面式の演壇の例などユニークなものも

⁴ 三重県議会では、「議案等に関する質疑」と「県政に対する質問」があるが、この稿では、質疑・質問を「質問」の用語で統一して記述している。

⁵ 北海道議会、静岡県議会、滋賀県議会、大阪府議会

⁶ 静岡県掛川市議会、愛知県稻沢市議会、名古屋市会、島根県石見町議会など

ありました。

対面式の議場は、可動式の議員発言用演壇を設置する三重県菰野町議会、演壇の他に答弁席と発言席が設けられている福岡県宗像市議会、議員質問時には議員側の中央通路に移動式の質問席を設置する大分県国東町議会の例などがありました。

(3) 議会運営委員会による調査・検討

8月上旬に、議会運営委員長から各委員に本格的な検討に入ることを提案し、委員会で合意しました。

9月に入り、議会運営委員会で、近隣の議会でユニークな議場の型となっている名古屋市会、菰野町議会の現地調査を行うとともに、その後の委員会で具体的な検討を重ねました。

最初は、議場内の議員席、議長席、執行部席、傍聴席などの配置を抜本的に変えることも視野に入れて検討しましたが、現在の議場⁷の構造上から、また、経費を最小限に抑える必要があることや平成15年第1回定例会に間に合わせるためには工期が限られることから、改修は必要最小限にとどめ、新たな演壇をもう一つ設置して従来からの演壇と対面させる案にまとめました。

さらに、新設する演壇の配置位置についても、成案のほか、さらに前面に出して速記席に付ける案、速記席を撤去する案もありましたが、これも上記の理由や配置のバランス上から採用できませんでした。

配置のバランスは、実際に議場に事務局が製作した模型を配置し、議会運営委員会の委員が確認をする方法で検討しました。

また、大型映像装置についても、プロジェクター方式のほか、液晶画面方式なども比較検討しました。

これらの検討を重ねた結果、最終的に10月7日の議会運営委員会で議場改修案を決定し、翌日、議長と議会運営委員長から発表しました。

⁷ 現議場は、平成2年9月の第3回定例会から供用

3－3 議場改修の具体的な内容

この議場改修の具体的な内容は、議員発言用演壇の新設、議員待機席の付設、大型映像装置の設置の3つです。

(1) 議員発言用演壇の新設

議員発言用演壇を新設するには、そのスペースを確保する必要があったため、議員席の前列中央5席⁸を撤去しました。

改修当時の議員定数⁹は55人で、平成15年4月の改選時に定数を51人に削減することが決まっていましたが、これに対して議場の議員席数は60席と余裕があり、撤去が可能であったため、この空いたスペースに議員発言用演壇を新設しました。

新設した議員発言用演壇は、議長席前の既存の演壇と同型ですが、スペースの関係でやや小ぶりとなりました。

(2) 議員待機席の付設

議員発言用演壇には、議員待機席を付設しました。

これは、議員が執行部の答弁時に待機し、再度の登壇に備えるためのものです。

(3) 大型映像装置の設置

議員発言用演壇の新設により、質問議員は傍聴席、議員席に背を向けることとなるために質問議員の正面からの映像を映し出す必要があることから、大型映像装置を新設しました。

執行部席後方の壁面に170インチ（縦2591mm 横3454mm）の大型スクリーンを設置し、プロジェクターにより投影する方法としました。

(4) 改修工事

このほか、これらに伴う議場放送システムの変更等も含め議場の改修に要した経費は、総額約1,900万円¹⁰となりました。

改修工事は、平成14年第4回定例会閉会後¹¹に始め、平成15年第1回定例会¹²からの使用に間に合うよう行いました。

⁸ 議員席は、5席を一連として、横に3列、前後に4列の配置

⁹ 法定数は58人、条例で定数を減じている。

¹⁰ 議員発言用演壇の新設等で約4分の1、大型映像装置の設置で約4分の3

¹¹ 平成14年第4回定例会閉会 12月20日

¹² 平成15年第1回定例会開会 2月12日

4 質問方法の多様化

4-1 質問・答弁方法の検討

(1) 質問・答弁方式

本会議における質問・答弁方法は、一括質問方式と分割質問方式に大きく分けられます。

一括質問方式とは、まず議員が質問項目の全てについて一括して質問を行い、次に執行部がそれらの質問に対し一括して答弁を行い、さらに議員がその答弁の中で了解できない点があれば再質問へと続く方法です。

これに対し、分割質問方式とは、質問項目を複数問ごと、あるいは1問ごとに区分して質問を行い、次に答弁を受け、再質問があれば行い、なければ次の質問項目に移り、これを繰り返すやり方で、一問一答方式も分割質問方式の一つです。

(2) 従来の質問・答弁方法

三重県議会では、質問・答弁方法について、代表質問は答弁を含めて70分程度、一般質問は同じく60分程度の持ち時間の申し合わせがあるほかは、その方法について特に取り決めがありません。

持ち時間の範囲内であれば質問の回数制限がない¹³ため、何度も再質問ができるほか、分割質問方式、一問一答方式を探ることも会議規則上は可能でしたが、演壇が議長席の前にあり、何度も質問の際に自席から登壇することは難しいため、これまで一括質問方式を探り、再質問は自席から行っていました。

(3) 質問・答弁方法の検討

議場を対面演壇方式に改修する目的は、本会議をセレモニーの場ではなく、議論を尽くす場とすることです。

今回の議場改修により、質問議員が使用する議員発言用演壇を議員席側に新設し、従来の議長席前の演壇と対面させ、さらに議員待機席を議員発言用演壇に付設することで、物理的に分割質問方式、一問一答方式が可能となりました。

このため、議場改修の検討に続き、質問・答弁の方法について、議会運営委員会で検討を重ねました。

委員会では、平成14年8月に行った鳥取県、島根県両議会への現地調査や他都

¹³ 標準都道府県議会会議規則では、2回をこえることができないとなっている。

道府県議会への照会調査の結果¹⁴を参考にしながら、各会派の意見を集約し、10月から平成15年2月の第1回定例会の直前まで数回にわたり検討を重ね、最終的に一括質問方式、分割質問方式、一問一答方式のどの方法を探るかは質問する議員に委ねることとし、「とにかく失敗を恐れずにやってみよう、その上で、質問・答弁方法のルールづくりを考えていこう」と決定しました。

(4) スクリーン映写の検討

大型映像装置による大型スクリーンへの映写についても検討を重ねました。

大型映像装置は、議員発言用演壇から質問する議員の正面からの映像を大型スクリーンに映写し、傍聴席、議員席から見ることができるように設置したものです。

三重県議会では、従来から地元のテレビ局を通じて、代表質問・一般質問の模様を実況中継でテレビ放映¹⁵しており、この映像をそのまま映し出すこととしました。

質問議員の正面から撮影するテレビカメラが必要となるため、議場内の執行部席後方にテレビ局のカメラをもう1台設置することとしました。

さらに、オーバーヘッドカメラ（OHC）を設置することにより、議員が質問時に用いる資料を大型スクリーンに映写することが可能となりました。

資料の映写については、従来の演壇での掲示資料（図表等）と同じく、発言時の補助手段としての使用にとどめる必要があること、会議録には掲載されないことを前提に認めることとし、運用方法を申合せとして決定しました。

なお、映写作業は、質問議員のパネル掲示に合わせて、事務局職員が議場内の書記席でテレビ映像をオーバーヘッドカメラに切り替えて映写する操作を行います。

¹⁴ 後述4-4

¹⁵ 代表質問は昭和56年2月から、一般質問は平成13年6月から実施

4－2 2つの演壇の使用方法

対面演壇方式は、議長席の前に議員席向きの既存の演壇と議員席から執行部席に向かい新設した議員発言用演壇の2つの演壇が対面します。

新設の議員発言用演壇は、代表質問、一般質問、再質問で使用することとしました。

従来、代表質問、一般質問は、初回の質問が終われば自席に戻り、自席で答弁を受け、再質問を行っていましたが、今後は、議員待機席で答弁を受け、再質問は登壇することにしました。

関連質問¹⁶についても、平成18年第4回定例会から議員発言用演壇から行うこととしました。

また、議員発言用演壇は、質問する相手側の執行部席に向かっているため、質問議員は、パネル等による図示なども行いやすくなりました。

一方、既存の演壇は、執行部が行う答弁のほか、議員が行う議提議案提案説明、委員長報告、討論などで使用することとしました。

なお、執行部の答弁は、従来どおり再質問に対する答弁、関連質問に対する答弁は自席で行いますが、分割質問方式の場合は、本質問に関する答弁は演壇、再質問に関する答弁は自席で行うこととし、関連質問に対する答弁も自席で行うこととしました。

例えば、一問一答方式で一般質問を行う場合、まず、1つ目の質問項目について、質問議員は議員発言用演壇で質問し、次に、知事、各部局長等は、順次、既存の演壇で答弁を行い、再質問があれば、議員は議員発言用演壇で再度質問しますが、執行部の答弁者は、再質問ですので自席で答弁を行います。

さらに、再質問があればこれを続け、なければ2つ目の質問項目に移ります。

2つ目の質問項目でも、まず、質問議員は議員発言用演壇で質問し、次に、知事、各部局長等は、本質問になるので、順次、既存の演壇で答弁を行います。

同じく、再質問があれば、議員は議員発言用演壇で再度質問し、執行部の答弁者は、自席で答弁を行います。

以上の質問・答弁方法を、持ち時間内¹⁷で続けることになります。

表4-2-1 演壇の使用方法

発言者	演壇(議長席前)	議員発言用演壇
議員	議提議案等提案説明、委員長報告、討論等	代表・一般質問(主質問・再質問)、関連質問、議案質疑等
執行部	提案説明、主質問に対する答弁等	

¹⁶ 他の質問議員の質問事項に関連して行う質問で、三重県議会では、一般質問に対して、その日の一般質問終了後にまとめて、答弁を含み一人10分程度の持ち時間で行うこととしている。

¹⁷ 答弁を含めて、代表質問70分程度、一般質問60分程度

4-3 議員の質問方法の状況

平成 15 年第 1 回定例会で、初めて一問一答方式を含む分割質問方式を取り入れましたが、第 1 回定例会では、代表質問・一般質問の質問議員 19 人のうち、一括質問方式が 8 人、分割質問方式が 11 人、うち一問一答方式が 6 人となっています。

また、質問時に大型映像スクリーンに資料の映写を行ったのは 3 人となっています。

表 4-3-1 平成 15 年第 1 回定例会の質問方法の状況 (人)

	質問者数	うち 分割質問	うち 一問一答	うち 資料の映写
代表質問	3	1	1	1
一般質問	16	10	5	2
合計	19	11	6	3

一問一答方式で一般質問を行った議員で最も質問回数が多い例を見ると、質問（要望を含む）が 19 回、執行部の答弁が 18 回となっています。

60 分の持ち時間の中で、5 つの質問項目について 1 問ごとに質問を行い、その中で納得のいかない答弁に対しては度重なる再質問を行い、答弁を求めました。

表 4-3-2 平成 15 年第 1 回定例会の質問方法の例

1. 質問 問 1 2. 答弁/知事	3. 質問 問 2 4. 答弁/A 部長	5. 質問 問 3 6. 答弁/B 部長 7. 再質問 8. 答弁/B 部長 9. 再質問 10. 答弁/B 部長 11. 再質問 12. 答弁/B 部長 13. 再質問 14. 答弁/B 部長 15. 再質問 16. 答弁/B 部長	17. 質問 問 4 18. 答弁/C 局長	19. 質問 問 5 20. 答弁/D 部長 21. 再質問 22. 答弁/E 庁長 23. 再質問 24. 答弁/E 庁長 25. 再質問 26. 答弁/E 庁長 27. 再質問 28. 答弁/E 庁長 29. 再質問 30. 答弁/E 庁長 31. 再質問 32. 答弁/D 部長 33. 再質問 34. 答弁/D 部長 35. 再質問 36. 答弁/E 庁長	37. 要望
-----------------------	-------------------------	--	---------------------------	---	--------

また、最近 1 年間の状況は、次表のとおりとなっており、平成 15 年第 1 回定例会から平成 25 年定例会（3 月）までの状況は、代表質問・一般質問・質疑を行った議員延べ 679 人中、一括質問方式が 114 人（16.8%）、分割質問方式が 565 人（83.2%）、うち一問一答方式が 506 人（74.5%）、資料の映写が 284 人（41.8%）となっています。

表 4-3-3 平成 24 年第 1 回定例会¹⁸の質問方法の状況 (人)

	質問者数	うち 分割質問	うち 一問一答		うち 資料の映写
			うち 一問一答	うち 資料の映写	
代表質問	2	2	1	1	
一般質問	31	31	29	19	
質疑	11	5	5	—	
合計	44	38	35	20	

表 4-3-4 平成 24 年第 2 回定例会¹⁹の質問方法の状況 (人)

	質問者数	うち 分割質問	うち 一問一答		うち 資料の映写
			うち 一問一答	うち 資料の映写	
代表質問	2	2	1	1	
一般質問	22	22	21	18	
質疑	5	2	1	—	
合計	29	26	23	19	

表 4-3-5 平成 25 年定例会²⁰（3月）の質問方法の状況 (人)

	質問者数	うち 分割質問	うち 一問一答		うち 資料の映写
			うち 一問一答	うち 資料の映写	
代表質問	2	2	2	2	
一般質問	18	18	18	14	
質疑	6	3	3	—	
合計	26	23	23	16	

表 4-3-6 平成 15 年第 1 回定例会～平成 25 年定例会（3月）の状況 (人)

	質問者数	うち 分割質問	うち 一問一答		うち 資料の映写
			うち 一問一答	うち 資料の映写	
代表質問	55	49	42	19	
一般質問	513	484	439	265	
質疑	111	32	29	—	
総計	679	565	510	284	
割合	100.0%	83.2%	75.1%	41.8%	

¹⁸ 会期 2月15日～6月27日¹⁹ 会期 9月18日～12月19日²⁰ 会期 1月17日～12月20日（なお、質問者数は平成25年3月末までの数字）

4－4 他の都道府県議会の状況

質問・答弁方法の検討に当たって、他の都道府県議会の状況を調査²¹したところ、当時、大多数の議会で一括質問方式が採られ、分割質問方式、一問一答方式が採られているのは、熊本県議会、島根県議会、長野県議会及び徳島県議会のみでした。

熊本県議会では、慣例としてかなり以前から一問一答方式が採られていました。一問一答方式が基本で、議員の中には分割質問方式をとる場合もありますが、一括質問方式は例がありません。質問は全て演壇で行われ、このため議員席の空席を利用して、質問者席（待機席）が設けられていました。

島根県議会では、平成14年第3回定例会から、本会議での質問を代表質問、一般質問、一問一答質問に区分し、一問一答質問は、本会議場とは別の第1会議室を使用し、1日間程度の日程で行われていました。

長野県議会では、一括質問方式、分割質問方式、一問一答方式のどの方法をとるかは質問する議員に委ねられており、近年では、分割質問方式が大半となっていました。

徳島県議会では、分割質問方式を数問数答弁方式と称しており、この方式と一括質問方式のいずれを用いるかは、質問議員に委ねられており、多くが数問数答弁方式により行われていました。

その後現在までに、栃木県議会、宮城県議会、大阪府議会、京都府議会、群馬県議会、滋賀県議会、宮崎県議会、大分県議会、長崎県議会、岩手県議会、山梨県議会、兵庫県議会及び岡山県議会が一問一答方式を含む方法を採用²²しています。

また、対面式により質疑・質問を行っているのは、現在までに三重県議会及び島根県議会のほか、栃木県議会、宮城県議会、大阪府議会、群馬県議会、滋賀県議会、宮崎県議会、大分県議会、長崎県議会、岩手県議会、山梨県議会、兵庫県議会及び岡山県議会となっています。

²¹ 平成14年10月～11月 三重県議会事務局調査

²² 「都道府県議会における議会改革のための取組状況について」（平成18年9月1日）全国都道府県議会議長会調、「都道府県議会運営における事例調」（平成22年12月）全国都道府県議会議長会調及び三重県議会事務局調

5 傍聴しやすい環境づくり

5－1 傍聴規則見直しの経緯

三重県議会では、議場を対面演壇方式に変更することにあわせて、平成15年2月、傍聴規則を大幅に見直し、改正しました。

この改正は、直接、議場の型の変更に伴うものではありませんが、この機に議会事務局で見直しを行い、規則改正を発案しました。

発端は、当時の傍聴規則の目的規定に、未だ「傍聴人の取締りに関し」と明記されており、これを削除する必要があったためですが、文言上だけでなく、真に県民が参加しやすく開かれた議会を実現するためにはどうすればよいかという観点から、事務レベルで検討を重ねました。

一つ一つ検討してみると、傍聴人に義務付けをしている規定や、禁止をしている規定で、その理由を明確に説明できないもの、あまりにも会議の秩序維持を重視し過度に傍聴を制限しているものなどがあり、これらの規定を全面的に改正してはどうかということになりました。

なお、他の都道府県議会の傍聴規則やひな形となっている標準都道府県議会傍聴規則では、目的の規定を除き、概ね従来の規定のままとなっていましたが、三重県議会では思い切って改正しようとしたものです。

この事務局案を平成15年2月の議会運営委員会に諮り、異論なく了承したのち、議長決定を行い、第1回定例会から施行しました。

5－2 傍聴規則改正の基本的な考え方

県民が参加しやすい開かれた議会運営を実現するためには、傍聴は歓迎すべきもので、傍聴者の便宜を図ることを主眼としました。

従来、傍聴規則は会議の秩序維持の観点から、傍聴人を取り締まることを主眼としていたことを改め、傍聴人の禁止制限規定などを大幅に見直し、必要最小限の規定に整理するとともに、分かりやすい規定に改めました。

5－3 傍聴規則改正の主な内容

傍聴規則改正の主な内容は次のとおりです。

- ① 規則の目的規定から「傍聴人の取締り」を削除しました。

この規定は、標準都道府県議会傍聴規則では昭和59年の改正で削除されて、ほとんどの都道府県議会で削除の改正が行われており、三重県議会では改正が遅れていたと言えますが、文言の削除だけでなく、この趣旨に沿い個々の規定を大幅に改正しました。

なお、傍聴規則の根拠規定である地方自治法第130条第3項は、平成18年6月の改正で「傍聴人の取締に関し」から「会議の傍聴に関し」に改められました。

- ② 傍聴人の住所、氏名等による特定をなくしました。

従来、傍聴希望者には住所、氏名その他必要事項の記入を義務づけていましたが、その理由が乏しく、個人情報保護の観点からもこの規定を削除しました。

- ③ 傍聴席での写真、ビデオ撮影、録音等を解禁しました。

従来、傍聴席での写真撮影等は原則禁止とし、議長による許可制としていましたが、この規定を削除しました。

三重県議会では、代表質問については昭和56年2月から、一般質問については平成13年6月からそれぞれテレビ中継を行っていることから、撮影、録音等を禁止する理由が乏しく、さらに、議長による許可の判断基準も明確でないことから、考え方を「原則として禁止せず」としました。

- ④ 乳幼児同伴者、児童の傍聴を解禁しました。

従来、乳幼児同伴者等の傍聴は原則禁止とし、議長による許可制としていましたが、子ども連れの傍聴者及び子どもの権利を尊重する観点から、この規定を削除しました。

子ども等が騒ぎ立て、議事を妨害するおそれがあることが理由でしたが、このことで傍聴の権利を制限するのではなく、本来ならむしろ防音スペースの確保などの環境整備に努めるべきものであり、仮にこのような事態になれば一時退席をお願いすれば済むことだと考えました。

実際に、乳幼児同伴の傍聴や教員に引率された児童一行の傍聴がありました。

- ⑤ 傍聴席に入ることができない者、傍聴人の守るべき事項を整理し、分かりやすい規定に改めました。

「異様な服装をしている者」、「不体裁な行為をしないこと」など、判断基準が曖昧な規定を削除するとともに、「談論し、放歌し、高笑し、」など一般の人が違和感を覚える古い言い回しの規定を、「大声を発する等」などの平易な表現に改めました。

5－4 傍聴機会の拡大

傍聴規則の改正のほか、平成15年第1回定例会から、傍聴しやすい環境づくりのため、聴覚障がい者に対する手話通訳の対応体制の整備も行いました。

手話通訳は、代表質問・一般質問を行う本会議と各委員会を対象とし、それぞれの傍聴席で行います。

議会事務局は、希望する傍聴者から申し込みを受けた後、執行部の障がい福祉課と連絡を取り、手話通訳者の派遣を要請します。

原則として事前申込制としていますが、本会議の質問日には、たとえ申し込みがなくても午前10時から11時までの1時間は手話通訳者2人が待機し、当日に申し込みがあつても対応できる体制をとっています。

実際に、この体制をとった初日である平成15年第1回定例会代表質問日の午後や、平成23年第2回定例会で手話通訳を行いました。

また、平成22年2月には、聴覚障がいや難聴のために音声が聞こえにくい方にも本会議を傍聴していただきやすいよう、赤外線補聴システムを設置しました。

その他、平成16年2月には、正面玄関のスロープ化、誘導ブロック、音声ガイド装置の設置、多機能トイレへの改修など議事堂のバリアフリー化を実施しています。

6 県民・議員等の反応

6-1 傍聴者等の声から

三重県議会では、毎回、本会議傍聴者にアンケートの記入をお願いしていますが、平成15年第1回定例会では、対面演壇方式や傍聴規則の大幅改正についての声が十数件ありました。

これはあらかじめ質問項目を設定したものではなく、自由回答欄への記入があったものです。

対面演壇方式については、「よいと思う」、「よくなつた」、「最初は変に思ったが、慣れてくれればこれもよいのではないか」、「非常によい、スクリーンもよく、これからも改革を」といった肯定的な意見が多くありました。

また、分割質問の方法についても、「今回の討議形式は良い」、「議会進行方法が非常に分かりやすくなつた」という意見がありました。

しかし、「対面方式等形式に変化あるが、事前調整ずみの問答シナリオの発表会は不变」といった意見もありました。

傍聴規則の大幅改正については、「気軽に傍聴できるようになったため、県政にも関心を持つようになった」、「よいことだ、ぜひ続けてほしい」、「傍聴者に対するサービスは以前（数年前）に比してかなりよくなつた」、「手続きなしで傍聴できることになったので、このPRをお願いします」など肯定的な意見が多くありました。

この他、以前に写真、録音等の原則禁止、議長許可制について苦情をいただいた傍聴者からは、「誠実に努力されたことには敬意を表します」との声も寄せられました。

6-2 傍聴者数の動向

このように、対面演壇方式や傍聴規則の改正は、傍聴者²³から概ね好評ですが、平成15年第1回定例会以降、傍聴者数の大幅な増加には至っていません。

これは、テレビ実況中継に加えて、平成16年第2回定例会から代表質問・一般質問についてインターネットによる録画配信を実施し、また、平成17年第3回定例会から、全ての本会議についてインターネットによる実況中継と録画配信を実施したことから、わざわざ傍聴に来なくてもオンデマンドで本会議の状況を知ることができるようになったことによる影響もあるのではないかと考えられます。

²³ 一般傍聴席の定員は180人

表 6-2 本会議傍聴者数の動向

	傍聴者総数	開催日数	日平均	対前年同期比
平成 25 年定例会(1月～3月)	1 5 6 人	1 2 日	1 3 人	▲ 5 3 人
平成 24 年第 2 回定例会	2 1 4 人	1 1 日	1 9 人	▲ 1 1 6 人
平成 24 年第 1 回定例会	4 0 2 人	1 7 日	2 4 人	+ 2 5 人
平成 23 年第 3 回定例会	3 3 0 人	1 4 日	2 4 人	▲ 2 0 人
平成 23 年第 2 回定例会	1 8 4 人	7 日	2 6 人	+ 4 6 人
平成 23 年第 1 回定例会	1 9 3 人	9 日	2 1 人	▲ 6 3 人
平成 22 年第 2 回定例会	3 5 0 人	1 2 日	2 9 人	▲ 2 2 人
平成 22 年第 1 回定例会	3 9 4 人	1 7 日	2 3 人	+ 2 6 人
平成 21 年第 2 回定例会	3 7 2 人	1 0 日	3 7 人	+ 1 6 人
平成 21 年第 1 回臨時会	5 人	1 日	5 人	▲ 4 人
平成 21 年第 1 回定例会	3 6 8 人	2 0 日	1 8 人	▲ 1 8 人
平成 20 年第 2 回定例会	2 7 0 人	1 3 日	2 1 人	▲ 6 7 人
平成 20 年第 1 回臨時会	9 人	1 日	9 人	— 人
平成 20 年第 1 回定例会	5 3 7 人	1 5 日	3 6 人	▲ 3 人
平成 19 年第 4 回定例会	1 4 9 人	5 日	3 0 人	+ 1 0 人
平成 19 年第 3 回定例会	2 9 0 人	5 日	5 8 人	+ 2 5 人
平成 19 年第 2 回定例会	8 3 人	5 日	1 7 人	▲ 6 人
平成 19 年第 1 回臨時会	1 2 人	2 日	6 人	+ 3 人
平成 19 年第 1 回定例会	1 1 0 人	7 日	1 6 人	▲ 1 6 人
平成 18 年第 4 回定例会	9 9 人	5 日	2 0 人	▲ 2 5 人
平成 18 年第 3 回定例会	2 3 4 人	7 日	3 3 人	▲ 8 人
平成 18 年第 2 回臨時会	1 5 人	1 日	1 5 人	— 人
平成 18 年第 2 回定例会	9 1 人	4 日	2 3 人	▲ 3 7 人
平成 18 年第 1 回臨時会	6 人	2 日	3 人	▲ 3 人
平成 18 年第 1 回定例会	2 5 7 人	8 日	3 2 人	+ 1 人
平成 17 年第 4 回定例会	2 2 7 人	5 日	4 5 人	▲ 2 人
平成 17 年第 3 回定例会	2 4 3 人	6 日	4 1 人	+ 2 0 人
平成 17 年第 2 回定例会	2 3 8 人	4 日	6 0 人	+ 3 5 人
平成 17 年第 1 回臨時会	1 2 人	2 日	6 人	+ 1 人
平成 17 年第 1 回定例会	2 4 6 人	8 日	3 1 人	▲ 3 3 人
平成 16 年第 4 回定例会	2 3 3 人	5 日	4 7 人	+ 6 人
平成 16 年第 2 回臨時会	2 人	1 日	2 人	+ 1 人
平成 16 年第 3 回定例会	1 4 7 人	7 日	2 1 人	▲ 6 6 人
平成 16 年第 2 回定例会	9 9 人	4 日	2 5 人	▲ 2 7 人
平成 16 年第 1 回臨時会	1 0 人	2 日	5 人	▲ 3 人
平成 16 年第 1 回定例会	5 1 2 人	8 日	6 4 人	+ 3 7 人
平成 15 年第 4 回定例会	2 0 4 人	5 日	4 1 人	+ 1 5 人
平成 15 年第 3 回定例会	5 2 4 人	6 日	8 7 人	+ 4 5 人
平成 15 年第 2 回臨時会	1 人	1 日	1 人	— 人
平成 15 年第 2 回定例会	2 5 9 人	5 日	5 2 人	+ 3 人
平成 15 年第 1 回臨時会	1 6 人	2 日	8 人	+ 6 人
平成 15 年第 1 回定例会	2 1 5 人	8 日	2 7 人	▲ 8 人
平成 14 年第 4 回定例会	1 3 0 人	5 日	2 6 人	
平成 14 年第 3 回定例会	2 5 3 人	6 日	4 2 人	
平成 14 年第 2 回定例会	2 4 5 人	5 日	4 9 人	
平成 14 年第 1 回臨時会	4 人	2 日	2 人	
平成 14 年第 1 回定例会	3 1 5 人	9 日	3 5 人	

6－3 議員等の声から

(1) 議員

平成15年第1回定例会で質問を行った議員の声は、「最初は戸惑いもあったが、執行部席を見渡しながらの質問はよかったです。顔を見ながらやっていると、熱も入ってくる」、「緊張感が出ていい」に代表されるように、対面演壇方式への変更が良かったとするものでした。

分割質問方式で質問した議員の中には、初めてのことなので「いかに時間配分が難しいか」との反省の弁もありましたが、今回の改革が活発な論戦への「小さな一步」を踏み出したのは確かであり、「使い方を研究していくば面白い議論が展開できる」と今後に期待を寄せる声もありました。

しかし一方で、答弁の内容、やり方については、「議論がかみ合わなかった。自分（執行部）の立場だけ言えばいいというものではない」、「言い訳や繰り返しが多く、再質問の時間がない」といった批判の声が多く出たため、議会運営委員会で、再度、執行部に対して、答弁は的確かつ簡潔に答え、再質問の時間を残すよう強く要請を行いました。

(2) 執行部

当時の知事の感想は、「質問を受ける時、質問者の顔が見えるのはいい。こちらも表情で気持ちを伝えられると思う」、「意外と淡々としていたが、顔が見えるのはいい。どちらかといえば（対面式の方が）好き」といったものでした。

7 おわりに

議場を対面演壇方式に変更してから 10 年が経過し、本会議の質問・答弁方法は、従来、質問の全てが一括質問方式であったのが、質問の 8 割強（83.2%）が一問一答方式を含む分割質問方式となり、質問の 4 割強（41.8%）で資料の映写を行っています。

この改革の目的は、本会議を通じて政策決定に係る議論を尽くすことにあり、現時点での評価は、次のとおりと考えています。

第 1 に、一問一答方式を含む分割質問方式の採用により、議論の対象が明確になったことです。

質問項目ごとに区切って質問と答弁が行われるため、質問を行う議員や答弁を行う執行部にとって論点が明確になり、また再質問もしやすくなるなど、より議論を深めることができます。

また、傍聴者やテレビ・インターネットによる実況中継等の視聴者など、県民にとっても議論の内容が分かりやすくなりました。

第 2 に、対面式演壇の採用により、質問議員は、質問の相手である知事などの執行部に向かい、相手の顔を見て質問ができようになつたため、より緊張感があるものとなりました。

第 3 に、質問議員が図表、写真、地図などの発言補助資料を執行部に向かって掲示でき、さらにスクリーンでも映写できるようになった²⁴ため、質問内容がより分かりやすくなりました。

一方で、質問と答弁を合わせて 60 分等の時間制限を設けているため、一問一答方式で質問を行った場合、答弁時間が長くなると残り時間が短くなり、発言通告した項目すべてについて質問ができなくなるという時間配分の問題も生じています。

今後、議会における政策決定、政策立案、政策提言等の機能をさらに高めていくためには、質問・答弁の方法等について、事例の研究や実践を重ね、より効果的な方法に改善していくことが必要です。

また、開かれた議会運営を実現していくために、傍聴しやすい環境整備や情報発信などにさらに取り組んでいく必要があると考えています。

²⁴ 平成 24 年第 2 回定例会から、執行部の答弁においても、答弁に必要な最小限の範囲内で、議場内スクリーンへの資料映写を認めている。